多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野

習志野市

令和8年10月28日

こども福祉施設内での不適切指導(虐待認定)について

1　事案の概要

習志野市立ひまわり発達相談センターにて課題に取り組んでいた児童に対し、担当職員が本人の意思を無視して体を押さえ、課題を継続させようとしたことで、児童に情緒的な問題が発生しました。このことについてご家族からの相談を受け、同施設より習志野市障がい者虐待防止センター(習志野市健康福祉部障がい福祉課内)へ通報し、障がい者虐待防止センターにて調査が行われた結果、身体的虐待及び心理的虐待と認定されました。

2　経過

10月　1日(木)　事案発生
10月　5日(月)　保護者からひまわり発達相談センターに相談
10月　9日(金)　ひまわり発達相談センターから障がい者虐待防止センターへ通報
10月13日(火)～15日(木)　障がい者虐待防止センターが調査を実施
10月16日(金)　障がい者虐待防止センターが虐待と認定

3　現在の対応について

担当職員については事案発覚直後から児童との接触が無い業務に配置しています。
被害に遭われたご家族にはお詫びするとともに経過を説明しました。
担当職員の処分については慎重に審査し決定いたします。

4　原因と再発防止策

利用者と個室で一対一の空間で発生したことから、映像記録機器の導入をはじめ、管理者の目が届く取り組みを早急に取り入れます。

5　市長コメント

このたび、市直営の施設においてこのような事案が発生したことは、極めて重大であり、児童とご家族に対し心よりお詫び申し上げます。

福祉施設は、利用者の尊厳と安全が確実に保たれなければなりません。市として事実関係を十分に確認しながら厳正に対応し、必要な対策を実行してまいります。

問合せ先
こども部ひまわり発達相談センター
電話：047－451－2922